

治験審査委員会標準業務手順書・変更対比表(第4版→第5版)

変更箇所	変更前(平成29年6月1日)	変更後(平成29年11月1日)	変更理由
第1条5	先進医療Bに係る試験に対して準用するものとする。	先進医療Bであり、 <u>施設要件として求めがある場合には本手順書を準用するものとする。</u>	治験審査委員会の適用範囲を明確にするため